

第8回 紀の川上下流部大規模氾濫に関する 減災対策協議会

日時： 令和5年6月12日（月）

場所： 書面による議事

議事次第

1. 議事

- (1) 紀の川下流部協議会規約の改正について
- (2) 紀の川（上下流部）の減災に係る取組状況について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他
 - ・ 流域タイムラインについて
 - ・ 紀の川及びその支川における主な事業予定（令和5年度）

【配布資料】

- ・ 議事次第
- ・ 資料1 紀の川下流部協議会規約（R5.6.12改正案）
- ・ 資料2 紀の川（上下流部）の減災に係る取組事例
- ・ 資料3 今後のスケジュール
- ・ 資料4 流域タイムラインについて
- ・ 参考資料1 令和5年度 紀の川及びその支川における主な事業予定
- ・ 参考資料2 紀の川上流部協議会規約（R4.6.9改正）

紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(名称)

第 1 条 この会議は、水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）第 15 条の 9、第 15 条の 10 に基づき組織することとし、名称を紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第 2 条 協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市、町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、紀の川流域市町において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を下記河川において再構築することを目的とする。

- 1) 洪水予報河川（紀の川）
 - 2) 水位周知河川（貴志川、和田川）
 - 3) その他、協議会が必要と認める河川
- 2 協議会に関連し早期に検討が必要な事象が発生した場合、協議会構成員等により構成する検討会を設置できる。

(協議会の構成)

第 3 条 協議会は、別紙 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）に参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）に参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会及び検討会は、原則非公開とし、幹事会及び検討会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に事務局を置く。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 本規約は、平成28年6月23日から施行する。
本規約は、平成29年6月21日から施行する。
本規約は、平成30年1月9日から施行する。
本規約は、令和3年6月7日から施行する。
本規約は、令和4年6月9日から施行する。
本規約は、令和5年6月12日から施行する。

和歌山地方気象台長

和歌山県県土整備部長

和歌山市長

海南市長

紀の川市長

岩出市長

紀美野町長

西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社長

南海鉄道株式会社 鉄道営業本部 工務部長

和歌山電鐵株式会社 鉄道部長

近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長

和歌山地方気象台防災管理官
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課長
和歌山県総務部危機管理局防災企画課長
和歌山市危機管理部総合防災課長
海南市総務部危機管理課長
紀の川市危機管理部危機管理課長
岩出市総務部総務課危機管理室長
紀美野町総務課長
西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社長
南海鉄道株式会社 鉄道営業本部 工務（施設）課長
和歌山電鐵株式会社 鉄道部 技術課長
近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所防災情報課長
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所副所長
和歌山県海草振興局建設部長
和歌山県海草振興局地域振興部長
和歌山県那賀振興局建設部長
和歌山県那賀振興局地域振興部長

紀の川(上下流部)の減災に係る取組事例

紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会

【ソフト対策】 ①洪水に対する意識の啓発及び普及について
 ■ハザードマップの作成・周知等

- 住民に分かりやすく利活用されるハザードマップの作成

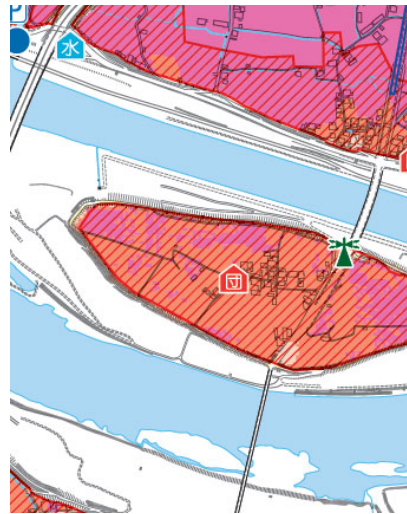
取組概要

和歌山市防災マップについて、次の内容を主な点として見直しを図り、住民等への配布や出前講座等での周知を通して、避難意識の向上を図ることができるよう取り組んでいます。

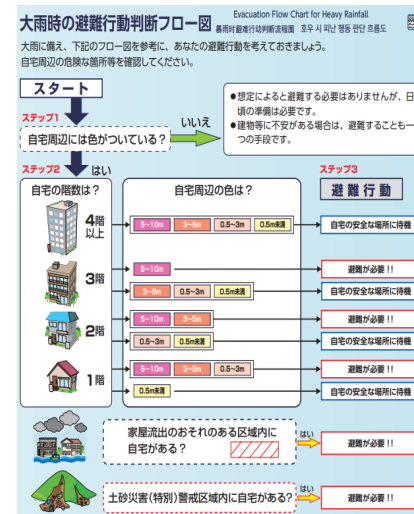
- 地域ごとの洪水浸水想定を掲載した総合的な防災マップの作成
- 警戒レベルや浸水の深さに応じた避難行動における判断フローなどの情報を掲載
- 情報アクセシビリティの向上のために音声コード（Uni-Voice）を掲載



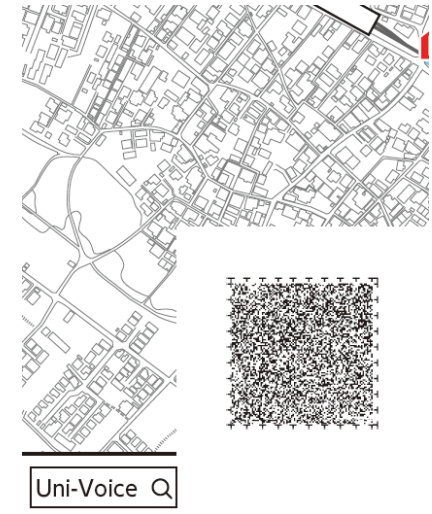
見直しの
 主なポイント



洪水浸水想定（地区詳細版）



避難行動における判断フロー



音声コード（Uni-Voice）

津波や洪水による浸水想定、土砂災害（特別）警戒区域の情報など、災害リスクが一目で分かる総合的な防災マップとして見直しを図り、また、警戒レベルや避難行動における判断フローを防災マップ内に掲載し、適切な避難行動を促す。

●ハザードマップを活用した出前講座等を実施

取組概要



地域へ展開

【マップの配布(周知)】

- ・地域住民等に配布、市ホームページに掲載
- ・浸水想定区域内の要配慮者利用施設(高齢者、障害者等)、学校、幼稚園、保育所、医療機関等に配布

【啓発・学習・支援】

出前講座で、ハザードマップを活用し、「危険性の把握」や「避難場所や避難方法」を学習するとともに、「マイ・タイムラインの作成」を支援

水害・土砂災害ハザードマップ

想定最大規模降雨の浸水(日方川、亀の川、加茂川、貴志川)を想定した水害・土砂災害ハザードマップを昨年3月に市内14地区に分割して作成し、5月に地区ごとに全戸配布を行う。

気象情報や水害・土砂災害、情報収集に関する内容を掲載するとともに、避難方法やタイミング等を家族と考え、書き込むことで自分だけの避難行動を作成できる「マイ・タイムライン」も掲載している。

また、多様な色覚に配慮し、カラーユニバーサルデザイン認証を受けたハザードマップもホームページに掲載している。



- 令和4年度 紀の川市内小学生防災教室の開催

取組概要

- 小学生(4~6年生)を対象とした体験型の防災教室を各小学校単位で開催することによって「防災の必要性」を小さいころから学ぶことで、家庭での備蓄や家族との連絡方法や避難方法等を家庭で話し合うきっかけを作り、家庭や地域の防災につなげることを目的としています。
- 本事業は平成29年から毎年6月~7月中(風水害が本格化する前)に開催しており、3年で市内小学校すべての学生に体験してもらえるよう工夫しております。
- 通常であれば、各小学校に市職員が出向きますが、令和2年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりWeb形式による開催になりました。令和5年度からは通常開催の予定です。



【ソフト対策】③ 迅速・的確な行動への備えについて

■避難行動のための情報発信等

- 避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線の普及(無線のデジタル化等)及び住民への周知

取組概要

- 本市の防災情報は、防災行政無線、メール配信サービス(安心・安全メール、緊急速報メール)、市ウェブサイト、広報車などさまざまな情報手段を活用して周知しているが、その中核となるのが防災行政無線による屋外拡声放送であり、本市の防災行政無線は、平成30年度から令和2年度の3か年でデジタル化整備を完了させ、現在運用している。
 - 近年、激しさを増す台風などの風水害と住宅の防音性、密閉性の向上が重なり、気候や風向きによっては放送が聞き取りづらいとの意見がある。
- ⇒ **新たな情報伝達手段として戸別受信機整備事業を行う。**

【整備スケジュール】

令和5年度 再送信局の整備(2局)
貸与要綱制定

令和6年度 貸与事業開始
希望者への有償貸与

令和10年度まで実施予定
(状況により年間貸与数を増やし、前倒しも検討)

【戸別受信機仕様】

60MHz帯
受信状況が悪い場合は外部アンテナを設置する
⇒外部アンテナ設置費用は市で負担

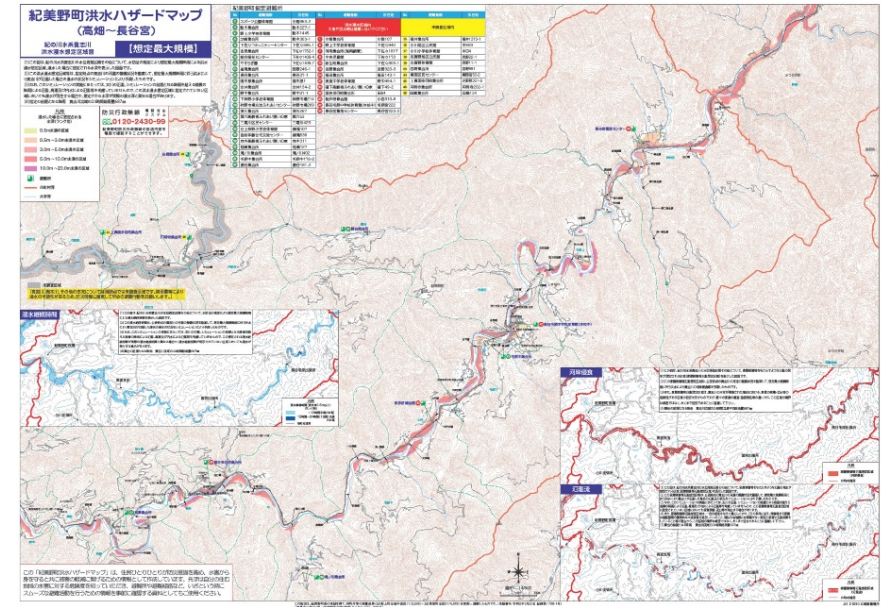


【ソフト対策】 ①洪水に対する意識の啓発及び普及について
 ■ハザードマップの作成・周知等

- 過去の浸水実績を整理し、ハザードマップ等を通じて住民に周知

取組概要

洪水ハザードマップ(想定最大規模降雨)について、A1サイズ両面印刷のハザードマップを作製し配布しました。またホームページでも公開しています。
 高齢者が多い当町では、ペーパーのマップを全戸配布し住民周知する必要がありました。



今後は、現在別冊となっている「紀美野町洪水ハザードマップ」と「紀美野町土砂災害ハザードマップ」を統合し、見やすさを意識した「紀美野町ハザードマップ」を作成し、幅広く周知していく予定です。

【ソフト対策】 ①洪水に対する意識の啓発及び普及について
 ■防災に関する啓発活動、水害(防災)教育の拡充

- 防災に関する補助教材を活用し、小中学校と連携した防災に関する教育の取組

取組概要

かつらぎ町では、令和4年3月の「かつらぎ町地域防災計画」見直しに併せて、「かつらぎ町地域防災計画【概要版】」及び「職員初動・行動マニュアル」を作成。

地域防災計画を住民に伝わりやすくするため、身近に所有していただける冊子に集約。

広報配布時に全戸配布を行ったうえ、地域での防災教室でも配布。

また、町内小中学校全生徒及び教員にも配布。



【ソフト対策】 ③迅速・的確な行動への備えについて

■避難所誘導看板の設置

取組内容

九度山町

- 来町者に対する防災意識の啓発のほか、災害発生時において、指定避難所であることを周知徹底する。

取組概要

- 九度山町では、災害発生時に来町者に対し避難所への円滑な誘導に資する表示物がなく、スマホによる案内表示だけであった。そこで今回(令和4年度)の取組として来町者に対し防災意識の啓発と向上を図るため避難所誘導看板を町内(特に来町者が多い箇所)6箇所に掲示した。看板内容は、避難所の名称・避難所を表す図記号・避難所の矢印方向・近くの避難所までの距離。表示言語は日本語に加え英語の表記も行った。



● 五條市総合防災訓練の実施

取組概要

○3年ぶりに開催した総合防災訓練

子どもから大人まで、だれでも参加できる訓練を実施し、市民等への防災意識の啓発を図る。

国・自衛隊・消防・警察・防災関係機関の支援の下、訓練を実施し、連携強化と職員等の災害対応能力の向上を図る。

令和4年度は初めてとなる、災害対策本部(市役所庁舎)と現地対策本部(河川敷)の通信・映像伝送訓練を実施。

実施概要

【訓練想定】 H23年9月の紀伊半島大水害を教訓に豪雨による土砂災害・水害を想定

【参加機関】 五條市・国・県・自衛隊・消防・警察 等 計29機関

【訓練内容】

- ・展示型訓練…訓練シナリオに基づく防災関係機関との連携による災害対応訓練
(偵察訓練、道路啓開訓練、土のう積訓練 等)
- ・体験型訓練…住民参加型の「見学・体験」を通じて防災意識を促進させる訓練
(消火器使用訓練、応急手当訓練、煙体験 等)

感想等

デジタル技術を活用したリモートによる新たな訓練を実施し、現地の状況等、リアルタイムで情報伝達が行えた。

3年ぶりの開催となり、改めて防災関係機関との相互連携を図ることができ、職員からみても実践的な訓練となった。

市民への防災意識の向上、啓発を図ることができた。

実施状況

通信・映像伝送訓練



現地対策本部(河川敷)



災害対策本部(市役所 災害対策室)

展示型訓練



体験型訓練



【ソフト対策】 ①洪水に対する意識の啓発及び普及について
 ■ハザードマップの作成・周知等

取組内容

和歌山県

- 想定最大規模降雨による洪水氾濫シミュレーションの公表
 ～中小河川の洪水浸水想定区域図の作成・公表～

取組概要 【これまで把握されていなかった、県管理河川における 水害リスク情報を明らかにすることで、住民の適切な避難行動を確保する】

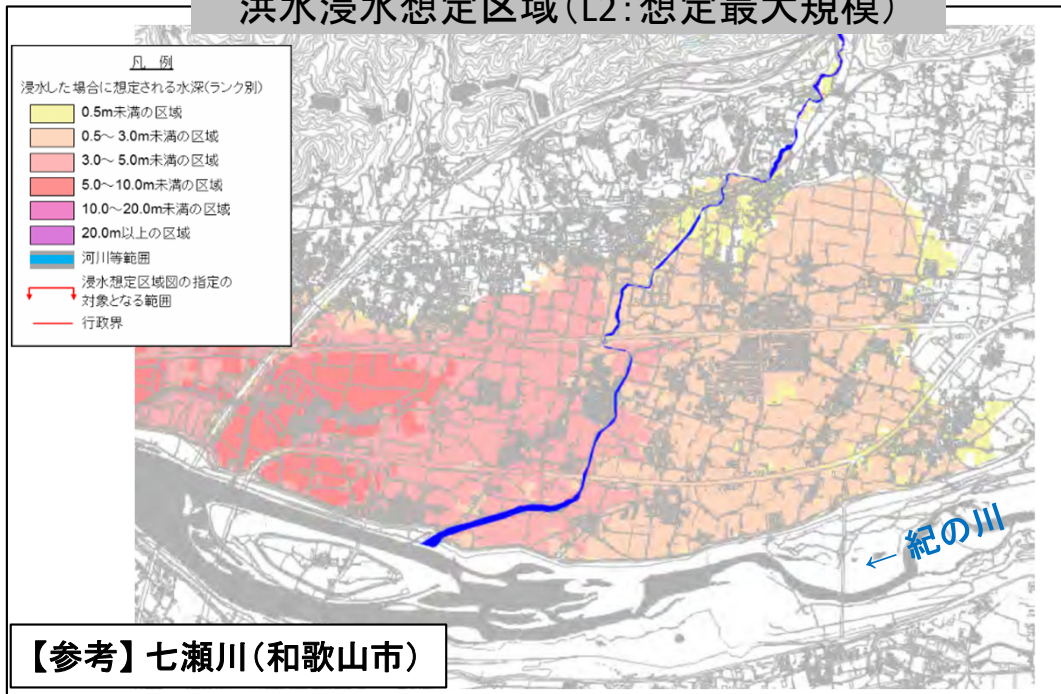
<和歌山県管理の河川>

	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川		計
			公表済	未公表	
一級河川	1	3	0	129	133
二級河川	3	14	1	299	317
計	4	17	1	428	450

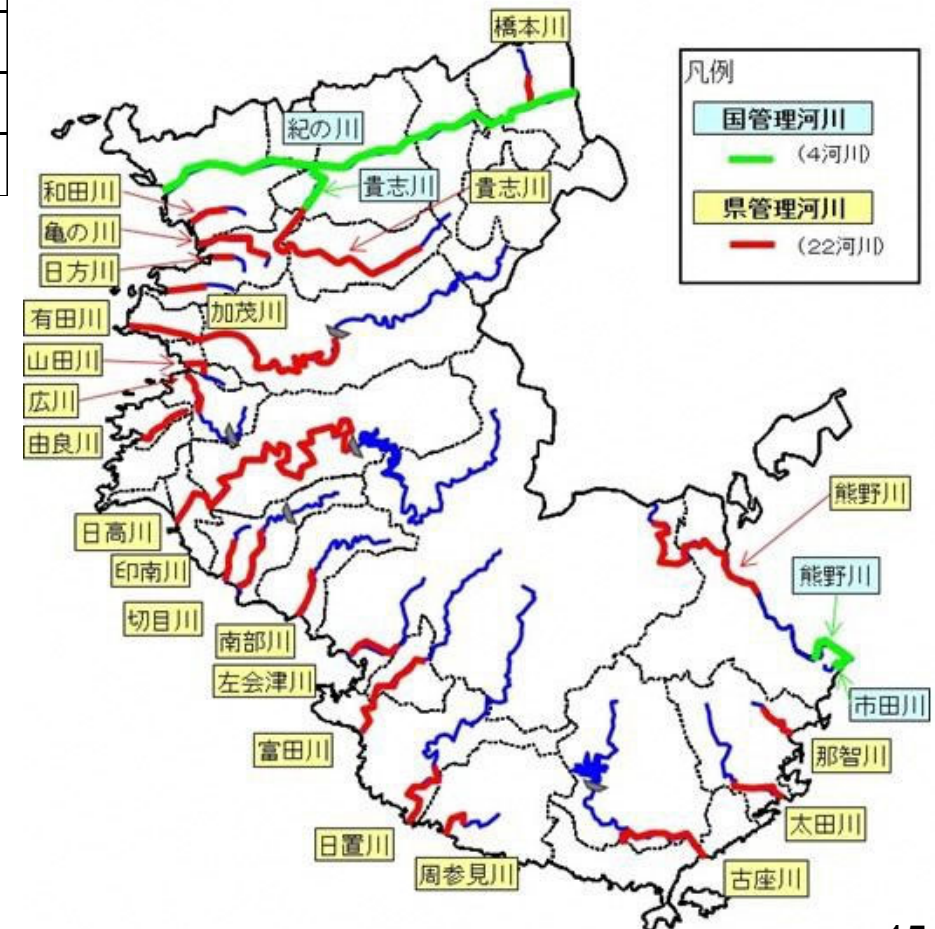
現行の公表済み 22河川

令和4年度作成

洪水浸水想定区域(L2: 想定最大規模)



<洪水浸水想定区域図公表済み河川>



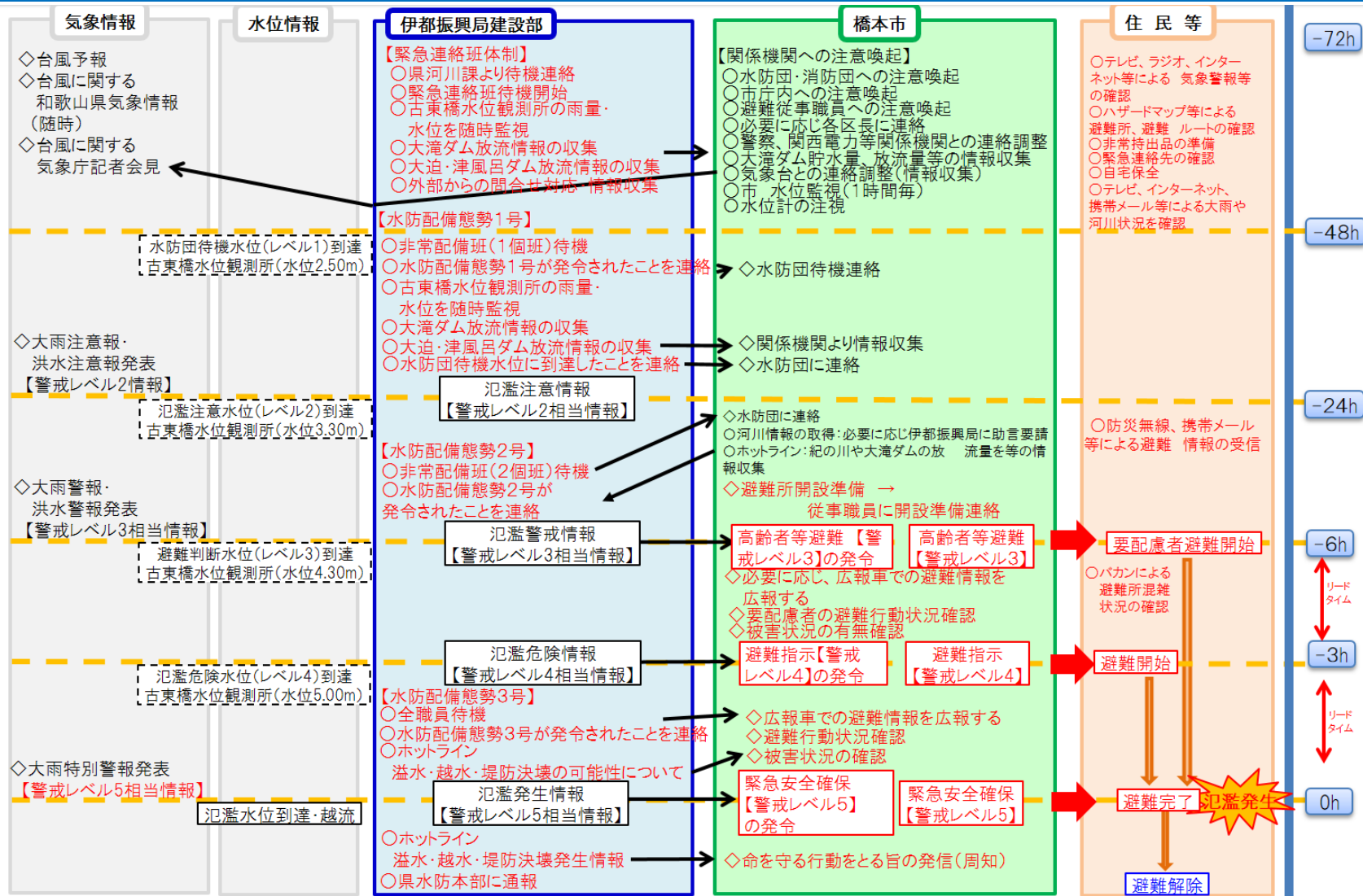
【ソフト対策】 ②避難時間の確保について
 ■避難指示等発令に着目したタイムラインの作成・活用等

取組内容

和歌山県

● タイムラインについて内容確認を実施
 ～令和5年度洪水対応演習(令和5年5月12日)～

取組概要【橋本市(橋本川)タイムライン】



●避難情報を対象者へ確実に届けるため、ケーブルテレビや防災メール、緊急速報メールへの登録・配信サービスやSNS、ICTの活用

取組概要

●奈良県河川情報システム及びアラームメールについて

新しい河川情報システムでは、雨量や河川の水位、河川監視カメラの画像を、奈良県ホームページでリアルタイムに公開しています。アラームメールでは登録者が設定した地域で警報・注意報が発令された際や、強い雨で水位が上昇した場合に、メール配信を行っています。

【河川情報システム】

奈良県 河川情報システム

2020/12/1 河川情報システムをリニューアルしました。 お知らせ 2020/12/23 アラームメールの運用を開始しました。

05月24日

奈良県内 水位基準超過状況

氾濫危険水位	超過
避難判断水位	超過
氾濫注意水位	超過
水防団待機水位	超過

奈良県内 大雨洪水警報・注意報 発表状況

地域	大雨	洪水
北西部	発表なし	
北東部	発表なし	
五條・北部吉野	発表なし	
南東部	発表なし	
南西部		

気になる地域をクリックすれば詳細ページへ

見やすい背景に変更できます

【アラームメール登録設定画面】

【アラームメール配信条件】
【地域選択】

メール配信を希望する地域を選択して下さい。

■地域選択

奈良市・天理市・山添村(奈良土木エリア)
大和郡山形市・生駒市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町(新土木エリア)
大和郡田市・御所市・香芝市・葛城市・上牧町・王寺町・広陵町(高野土木エリア)
橿原市・桜井市・川西町・三宅町・田原町・高取町・朝日町(中土木エリア)
宇陀市・豊後村・御杖村・東吉野村(宇陀土木エリア)
吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・下北山村・上北山村・川上村(吉野土木エリア)
五條市・野迫川村・十津川村(五條土木エリア)

●法連

- 氾濫危険水位
- 避難判断水位
- 氾濫注意水位
- 水防団待機水位
- 任意 (70) cm

●秋篠

- 氾濫危険水位
- 避難判断水位
- 氾濫注意水位
- 水防団待機水位
- 任意 (110) cm

登録者の希望する地域や観測局、水位等を設定することができます

【メール通知画面】

(メール例1) 気象警報注意報情報
奈良県内に気象警報・注意報が発令または解除されました。
月 日 時 分
気象台発表

○市
大雨注意報(発表)
●町
大雨注意報(継続)

.....
(メール例2) (水位アラーム設定値超過)
月 日 時 分
下記項目がアラーム設定値を超えています。
■テレメータ水位
河川名・観測所名

.....
河川の詳細情報は下記URLより確認してください。<http://www.kasen...>

登録

登録後、設定していただいた地域の気象警報注意報の発表や水位、雨量等に達するとメールが届きます。

③迅速・的確な行動への備えについて ■避難行動のための情報発信等

●危機管理型水位計の概要

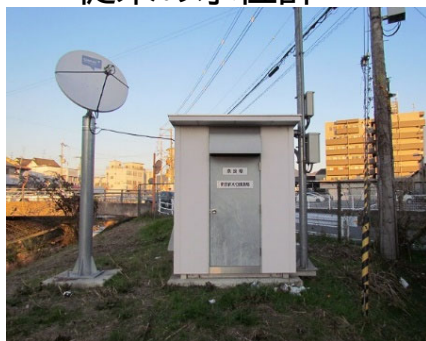
取組概要

水位上昇時のみの水位観測に特化した低コストな水位計

(1)水位上昇時のみ観測(一定水位から観測開始。開始後は、10分毎に観測)

(2)設置が容易(省スペース、電源が太陽光パネル、通信が無線通信)

<従来の水位計>



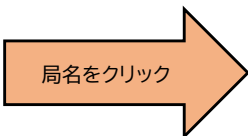
<危機管理型水位計>



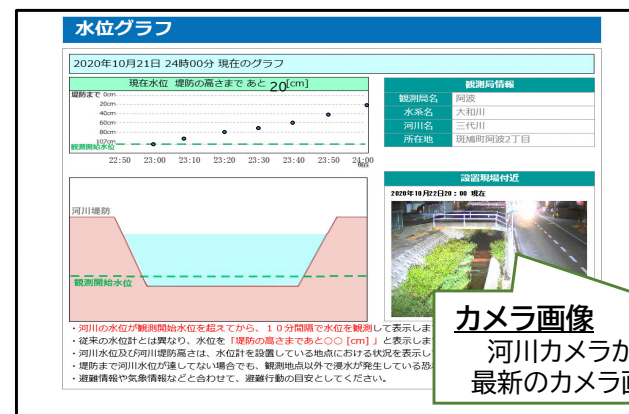
ケーブルを
河川まで
伸ばして計測

<情報の表示イメージ(奈良県河川情報システム)>

河川名	局名	市町村名	現在水位 (堤防の高さまで)	最新観測時刻
大田川	尺土	葛城市尺土	あと138cm	2020/10/12 20:00
菅野川	菅野	御杖村菅野	あと378cm	2020/10/12 20:00
高瀬川	樺本	天理市樺本町	あと366cm	2020/10/12 20:00
大和川	三輪	桜井市三輪	---	2020/10/11 24:00
甘田川	笛堂	葛城市笛堂	---	2020/10/11 24:00
三宅川	阿波	斑鳩町阿波2丁目	---	2020/10/11 24:00
阿嶋川	笠日	安堵町笠日	---	2020/10/11 24:00
飛鳥川	伴堂	三宅町伴堂	---	2020/10/12 20:00
新川	屏風	三宅町伴堂	---	2020/10/11 24:00
寺川	八尾	田原市八尾	---	2020/10/11 24:00



観測が一定水位に到達すると堤防の高さまであと〇〇cmと表示



カメラ画像
河川カメラが併設されている場合、最新のカメラ画像を表示します。

③迅速・的確な行動への備えについて
■避難行動のための情報発信等

●簡易型河川監視カメラの概要

取組概要

定点観測を行う低コストな河川監視カメラ

- (1)10分毎の定期的な観測(2)設置が容易(電源が太陽光パネル、通信が無線通信)
- (3)LED照明により夜間でも鮮明な画像

<従来の河川監視カメラ>



<簡易型河川監視カメラ>



太陽光パネル

無線通信

(拡大)カメラ本体



<情報の表示イメージ(奈良県河川情報システム)>



カメラ画像表示

タブ切替

履歴表示

画像をクリック

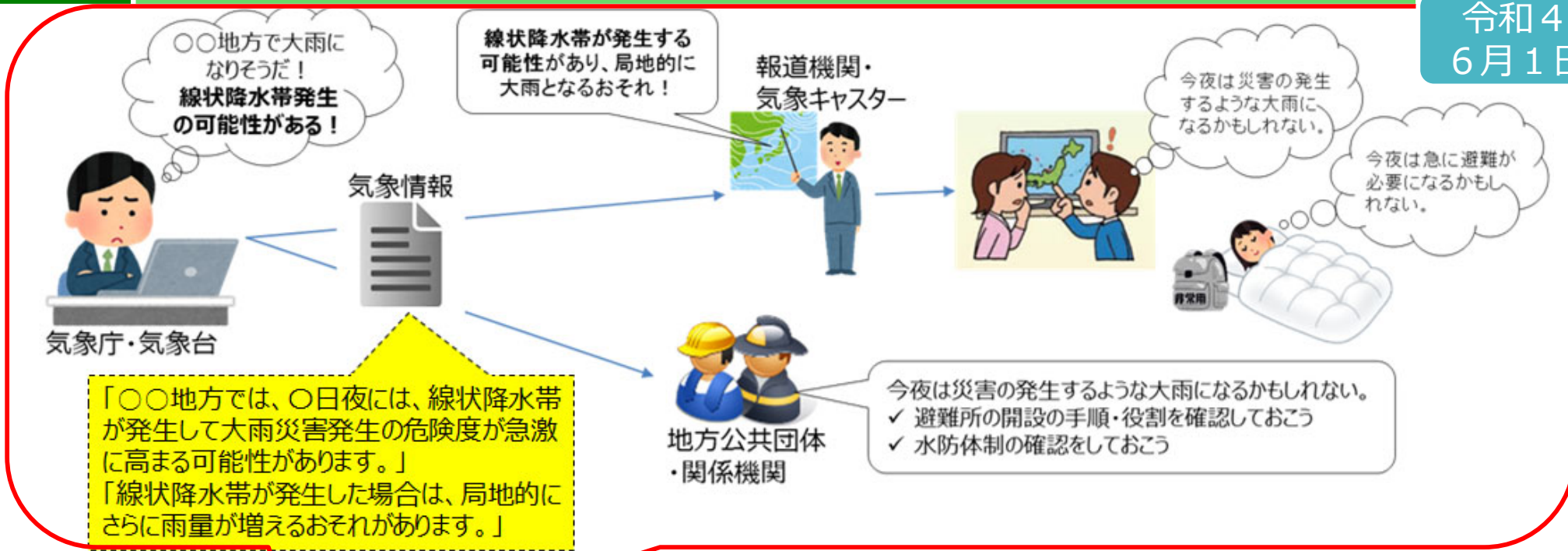


夜間でもLED照明により鮮明な画像

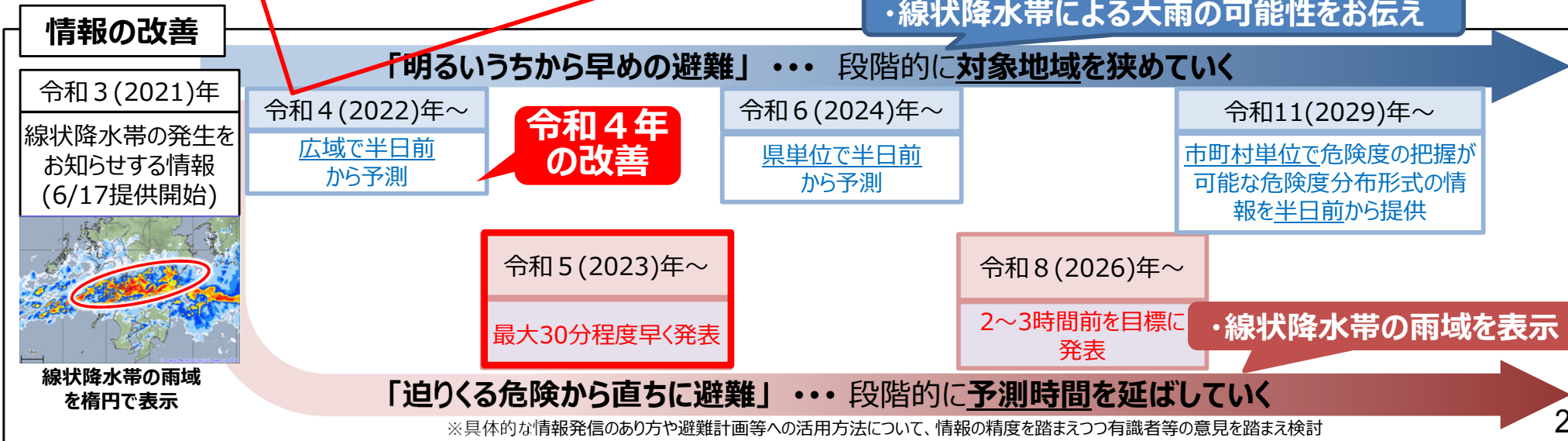


●線状降水帯による大雨の可能性を半日前からお伝えします

令和4年
6月1日～



・線状降水帯による大雨の可能性をお伝え



※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

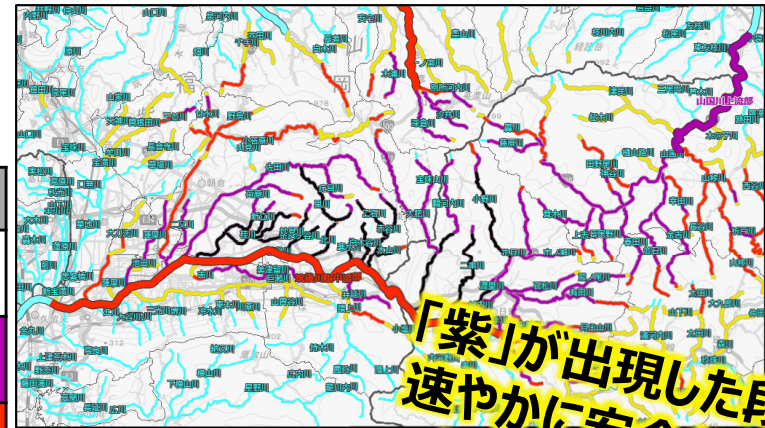
●キキクル(危険度分布)「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合

令和4年6月から

警戒レベル4に相当するキキクル(危険度分布)は紫です

色	警戒レベル	特別警報基準値超過を「黒」で表示
黒	5相当	これまでのキキクル 警戒レベル4の「紫」と一致
紫	4相当	
赤	3相当	
黄色	2相当	
白(水色)	-	

色	警戒レベル
濃い紫	-
うす紫	4相当
赤	3相当
黄色	2相当
白(水色)	-



「紫」が出現した段階で速やかに安全な場所に避難する判断を!



九州北部豪雨における赤谷川の被害状況 (平成29年7月7日国土地理院撮影)

質問1) キキクル「黒」が表示されていなければ災害は発生しないの?

⇒そうではありません。「黒」は、大雨による災害がすでに発生している可能性が高い状況であり、災害が発生する前にも出現するとは限りません。このため、「黒」を待つことなく、「紫」が出現した段階で、速やかに安全な場所に避難することが極めて重要です。

質問2) 市町村から発令される避難情報どう違うの?

⇒市町村から避難情報が発令された際には速やかに避難行動をとってください。一方で、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されます。このため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する紫や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する赤色が出現した際には、避難指示等が発令されていなくても、自主的に避難の判断をすることが重要です。

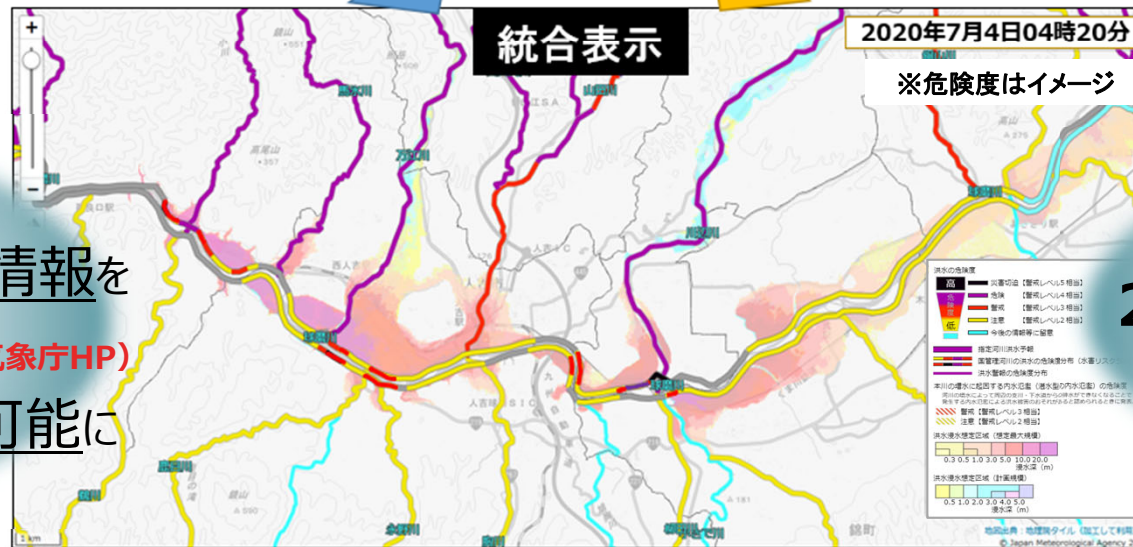
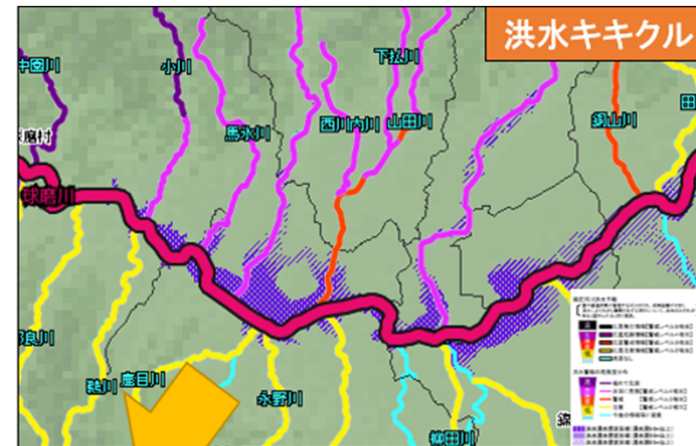
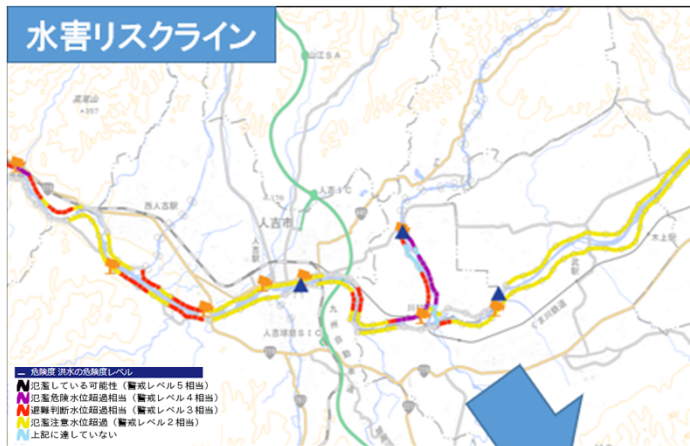
●洪水に関する危険度情報の一体的発信

「国管理河川の洪水の危険度分布※」
(水害リスクライン)

※ 大河川のきめ細かな越水・溢水の危険度を伝える

「洪水警報の危険度分布※」
(洪水キキクル)

※ 中小河川の洪水危険度を伝える



自治体・住民が
それぞれの詳細なリスク情報を
洪水キキクルページ (気象庁HP)
でワンストップで確認可能に

令和5年
2月16日 (木) 13時
運用開始

【ソフト対策】 ②避難時間の確保について
 ■避難時間確保のための水防活動・体制の強化

● 沿川市町と重要水防箇所共同点検の実施・堤防点検実施
 ～沿川市町と 共同点検 健全を周知 NHK～

取組概要

○ 和歌山河川国道事務所では、令和4年度の出水期前に沿川市町の危機管理部局や消防部局と事務所の担当で、重要水防箇所の共同点検を実施しました。併せて、若手職員の技術力向上を目的に、堤防点検を実施しました。この取組みについて、NHK和歌山放送局のテレビ番組で取り上げられ、地域住民へ堤防が健全であることを周知できました。
 ※沿川自治体等で構成される紀の川上流部・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会の取組の一環として、毎年実施しています。

【概要】

- 日時：令和4年6月13日（月）
13:00～14:30
- 場所：紀の川右岸33.8k～35.0k付近
- 参加者：和歌山河川国道事務所 9名
かつらぎ町 2名

【活動内容】

- (1) 重要水防箇所の共同点検
- (2) 堤防点検の実施

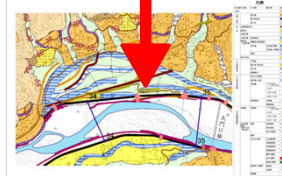
【参加した若手職員の感想】

・管理延長分の堤防を徒歩で点検することの大きさを理解することができた。
 ・普段机上の確認が多く、現地で確認を行う機会が少ないが、堤防が健全であることを確認できてよかった。

【点検の様子】

区間	点検項目	点検結果	備考
33.8k～34.5k	堤防高	1.5m	
34.5k～35.0k	堤防高	1.5m	
35.0k～35.5k	堤防高	1.5m	
35.5k～36.0k	堤防高	1.5m	
36.0k～36.5k	堤防高	1.5m	
36.5k～37.0k	堤防高	1.5m	
37.0k～37.5k	堤防高	1.5m	
37.5k～38.0k	堤防高	1.5m	
38.0k～38.5k	堤防高	1.5m	
38.5k～39.0k	堤防高	1.5m	
39.0k～39.5k	堤防高	1.5m	
39.5k～40.0k	堤防高	1.5m	
40.0k～40.5k	堤防高	1.5m	
40.5k～41.0k	堤防高	1.5m	
41.0k～41.5k	堤防高	1.5m	
41.5k～42.0k	堤防高	1.5m	
42.0k～42.5k	堤防高	1.5m	
42.5k～43.0k	堤防高	1.5m	
43.0k～43.5k	堤防高	1.5m	
43.5k～44.0k	堤防高	1.5m	
44.0k～44.5k	堤防高	1.5m	
44.5k～45.0k	堤防高	1.5m	
45.0k～45.5k	堤防高	1.5m	
45.5k～46.0k	堤防高	1.5m	
46.0k～46.5k	堤防高	1.5m	
46.5k～47.0k	堤防高	1.5m	
47.0k～47.5k	堤防高	1.5m	
47.5k～48.0k	堤防高	1.5m	
48.0k～48.5k	堤防高	1.5m	
48.5k～49.0k	堤防高	1.5m	
49.0k～49.5k	堤防高	1.5m	
49.5k～50.0k	堤防高	1.5m	

重要水防箇所調書と治水地形分類図を照らし合わせる。



【資料を使つての説明】



【沿川市町に説明している様子】



【取材を受けている様子】



きょう問題箇所は見つからず
 今月中めどに約60ヶ口の堤防すべて点検へ

【テレビ放送の内容】

今後のスケジュール

令和5年6月12日

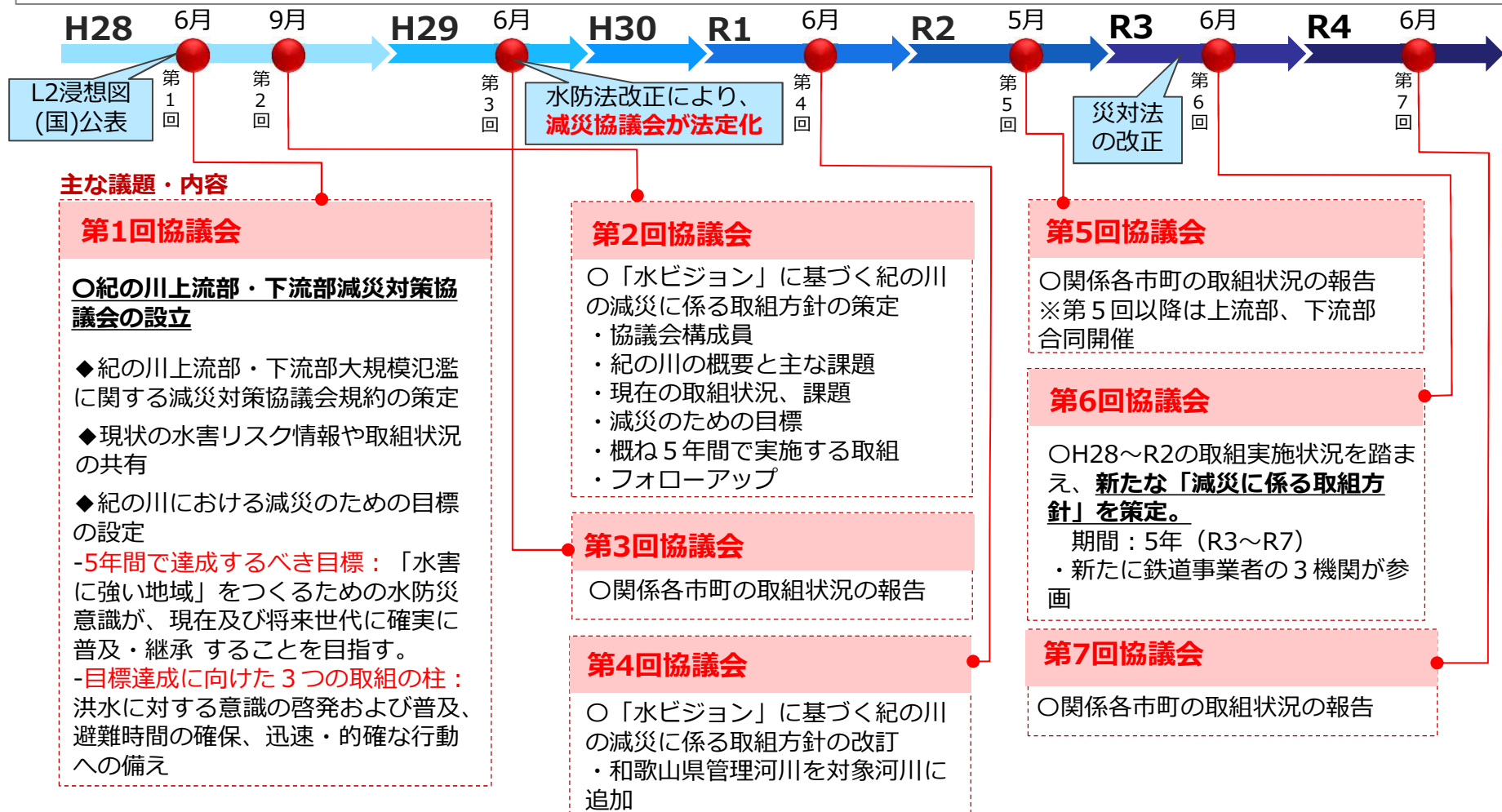
国土交通省 近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所

紀の川上流部・下流部減災対策協議会(今までの経緯)

平成28年より紀の川流域の自治体および行政で減災対策協議会を立ち上げ、減災に係る取組を実施。

紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会および紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市、町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、紀の川沿川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とするものです。

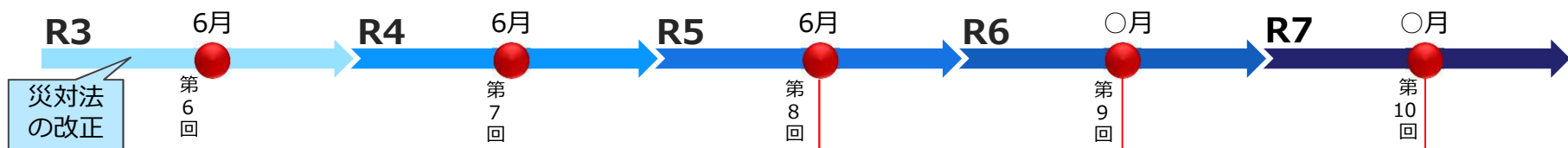


紀の川上流部・下流部減災対策協議会(今後の予定)

令和3年より新たな5か年(～令和7年)が開始。

平成28年～令和2年までの5か年に引き続き、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、令和3年～令和7年の新たな5か年が開始しました。

本年度(令和5年度)では、関係市町の実施状況の報告に加えて、流域内連携を集約した「流域タイムライン」の共有、および新たな5年の節目となる令和7年に向けて、今後の予定を確認します。



主な議題・内容

第8回協議会(本年度)

- 幹事会：2023年5月18日
- 協議会：2023年6月12日(書面開催)

- 関係各市町の実施状況の報告
- 流域タイムラインの報告

…新たな5か年の3年目を迎え、

これまで以上に流域内での連携を強化

第9回協議会(案)

- 関係各市町の実施状況の報告
- 流域タイムラインの運用状況・改善
- 実施状況の確認
- 実施項目の促進・展開 他

第10回協議会(案)

- R3～R7年の総括
- 次年度以降の実施検討

流域タイムラインについて

令和5年6月12日

国土交通省 近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所

1. 流域タイムライン作成の経緯

令和3年5月 災害対策基本法の改正

【主な改正内容】 出典:内閣府(防災担当)「災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要」

- 避難勧告と避難指示の一本化
- 個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化
- 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

出典:内閣府(防災担当)「災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要」

令和3年10月 国土交通省防災業務計画の修正

【主な修正内容】

- 災害対策基本法の改正を踏まえた修正
- 流域治水関連法案の制定を踏まえた修正
- 自然災害リスクコミュニケーションの推進を目的とした、住民等への的確な情報発信、市町村支援の充実や、防災行動計画(タイムライン)の普及

出典:国土交通省防災業務計画(令和4年6月)より抜粋・加筆

- 地方支分部局は、台風等による大規模水害を想定して、地方公共団体等関係機関と協議のうえ、関係者が事前にとるべき基本的な行動を時系列で整理した水害対応タイムラインを作成するものとする。災害対応後は、作成済みのタイムラインを検証し、改善に取り組むものとする。
今後は避難情報に着目した水害対応タイムラインを複数の市区町村を対象とした流域タイムラインに見直すこととする。また、「大規模氾濫減災協議会」等を活用して市区町村等が作成するタイムラインとの整合を図ることとする。

令和4年3月 国水環保第20号「水害対応タイムラインの今後の進め方について」 事務連絡「流域タイムラインの作成・活用の推進について」

- 河川・気象情報の提供や、これを受けた市区町村による避難情報の発令あるいは個別の地域・地区の住民避難につなげるため、**流域タイムライン**と**市区町村タイムライン**、マイ・タイムラインなどの**世帯や地区毎に作成されるタイムライン**などが、階層的かつ相互に連携し、作成・活用されることが重要である。

2. 「紀の川流域タイムライン」の作成

令和4年度

- 事務局にて「紀の川流域タイムライン(案)」作成

■ 対象 … 国管理区間

■ 参加機関…

- 和歌山河川国道事務所
- 近畿地方整備局
- 大阪管区气象台
- 和歌山地方气象台
- 和歌山県
- 奈良県
- 河川情報センター
- 西日本電信電話(株)
- 日本放送協会
- 和歌山海上保安部
- 総務省消防庁
- 和歌山市
- 紀の川市
- かつらぎ町
- 九度山町
- 五條市
- 橋本市
- 紀の川市
- 岩出市

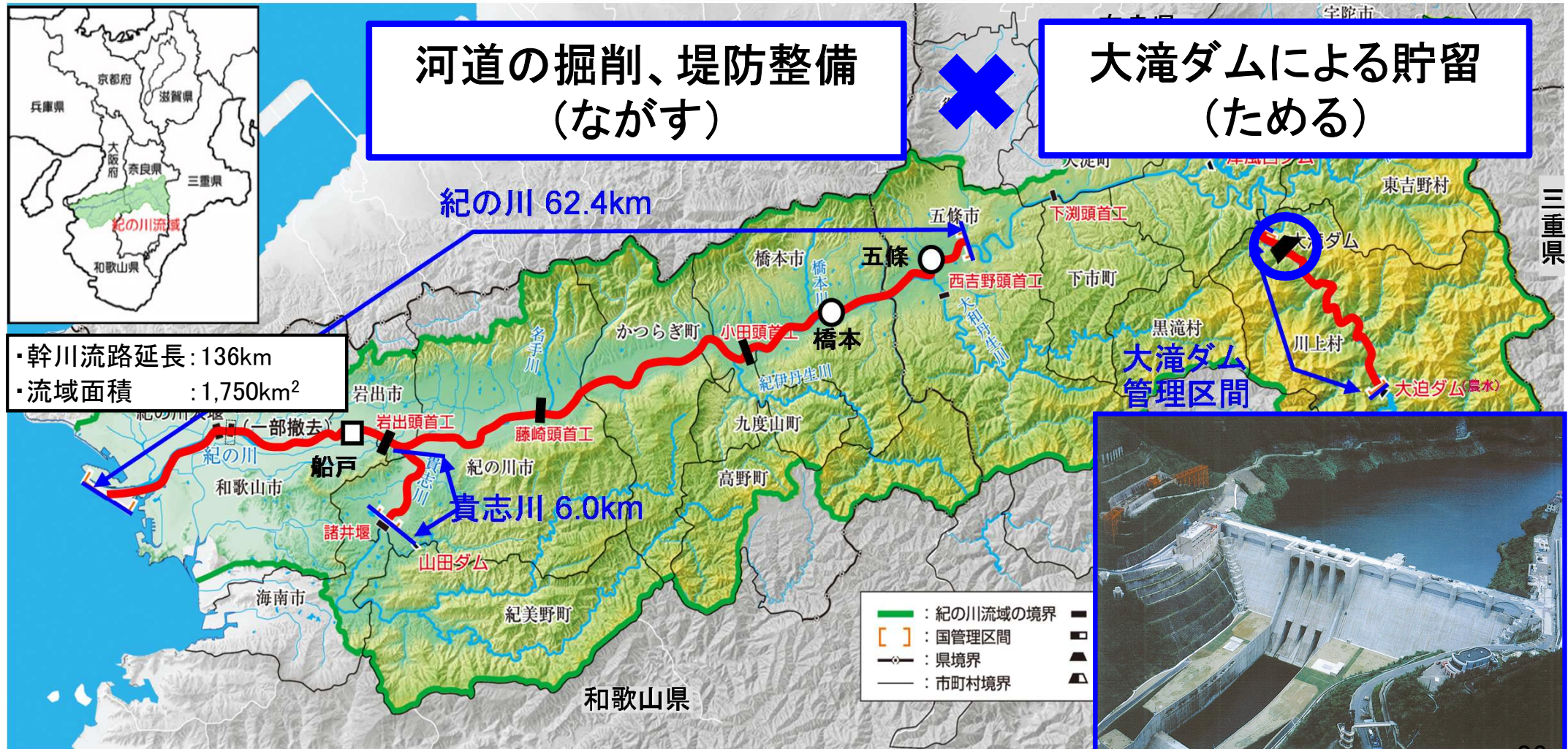
令和5年度

- 出水期における試行運用を予定

紀の川の概要

参考資料-1

- 日本最多雨地帯の大台ヶ原（標高1,695m）を水源として、紀伊半島の中央部を貫流し、高見川、大和丹生川、紀伊丹生川、貴志川等を合わせ、紀伊平野を経たのち、紀伊水道に注ぐ。
- 紀伊半島は、太平洋に面しているため、台風の影響を受けやすく、特に源流の大台ヶ原一帯では南の湿った風の影響を受け、雨が多く、大きな洪水が発生しやすい。



令和5年度予算及び主な事業予定

予算

令和5年度	当初予算	一般河川改修事業	約19億	} 一般河川改修事業 約29億 河川維持修繕事業 約16億 ※防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策含む
		河川維持修繕事業	約10億	
令和4年度	補正予算	一般河川改修事業	約10億	
		河川維持修繕事業	約06億	

(参考)

令和4年度	当初予算	一般河川改修事業 約29億	※防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策含む
	(令和3年度補正予算含む)	河川維持修繕事業 約19億	
令和3年度	当初予算	一般河川改修事業 約44億	※防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策含む
	(令和2年度補正予算含む)	河川維持修繕事業 約17億	

主な事業予定

<一般河川改修事業>

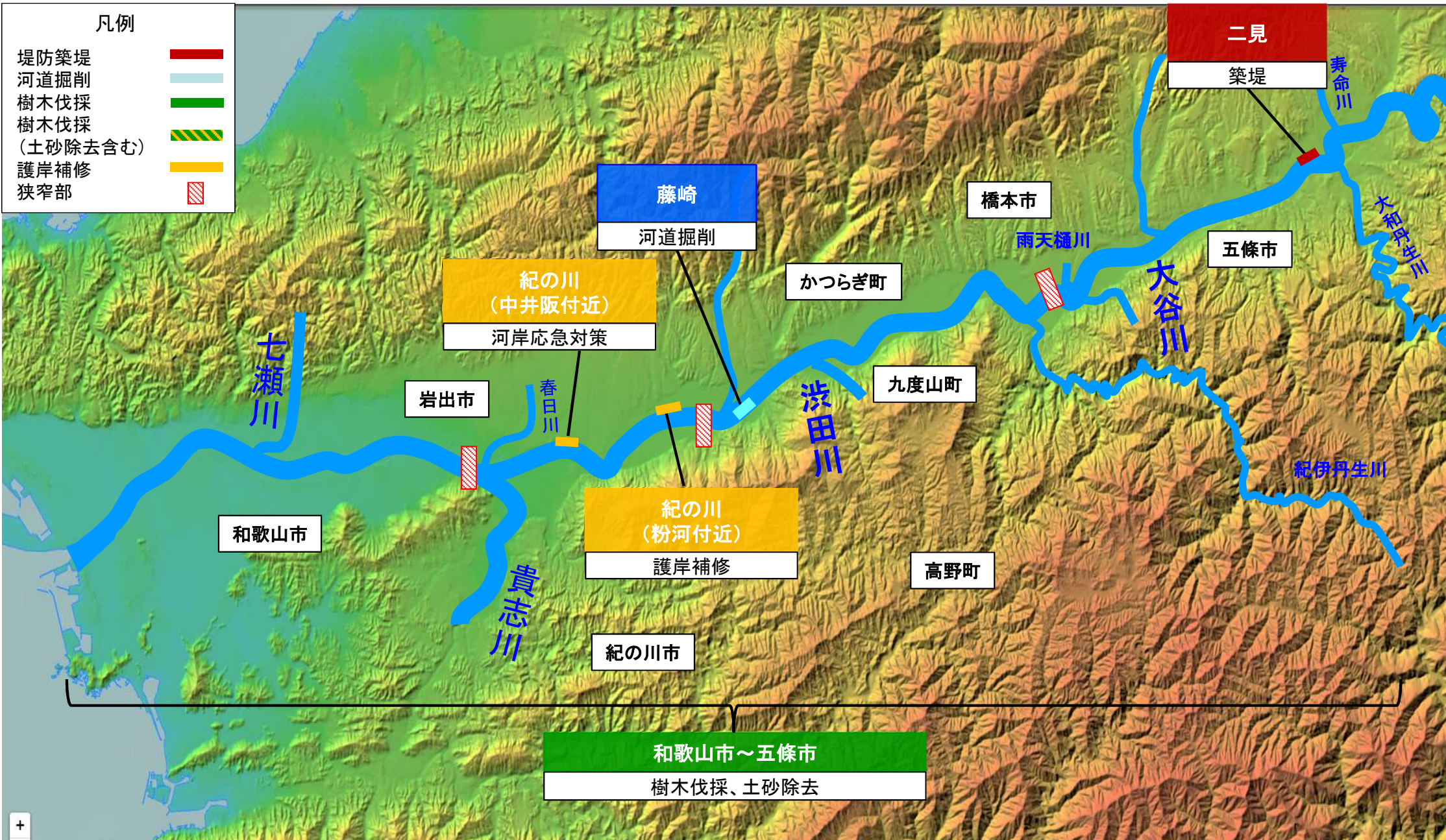
- 前倒し着手した上流の狭窄部（藤崎）周辺における河道掘削の推進
- 五條市域の築堤整備の加速化 等

<河川維持修繕事業>

- 河川・樋門の点検、除草
- 樹木伐採、河道掘削、護岸補修 等

令和5年度の主な事業予定箇所

令和5年5月1日時点



【その他】 ○河川・樋門の点検、除草
・和歌山市 ～ 五條市

紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9、第15条の10に基づき組織することとし、名称を紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市、町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、紀の川流域市町において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を下記河川において再構築することを目的とする。

- 1) 洪水予報河川（紀の川）
 - 2) 水位周知河川（橋本川）
 - 3) その他、協議会が必要と認める河川
- 2 協議会に関連し早期に検討が必要な事象が発生した場合、協議会構成員等により構成する検討会を設置できる。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者（学識経験者等）に参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者（学識経験者等）に参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会及び検討会は、原則非公開とし、幹事会及び検討会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成 28 年 6 月 30 日から施行する。

平成 28 年 9 月 26 日 別紙 2 一部改正

本規約は、平成 29 年 6 月 28 日から施行する。

本規約は、平成 30 年 1 月 9 日から施行する。

本規約は、令和 3 年 6 月 7 日から施行する。

令和 4 年 6 月 9 日 別紙 2 一部改正

和歌山地方気象台長

奈良地方気象台長

和歌山県県土整備部長

奈良県県土マネジメント部長

かつらぎ町長

九度山町長

橋本市長

五條市長

西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社長

南海鉄道株式会社 鉄道営業本部 工務部部長

近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長

和歌山地方気象台防災管理官

奈良地方気象台防災管理官

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課長

和歌山県総務部危機管理局防災企画課長

奈良県県土マネジメント部河川整備課長

かつらぎ町危機管理課長

九度山町地域防災課長

橋本市危機管理監

五條市危機管理監

西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社長

南海鉄道株式会社 鉄道営業本部 工務課(施設)課長

近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所防災情報課長

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所副所長

和歌山県伊都振興局建設部長

和歌山県伊都振興局地域振興部長